
株式会社DDグループ定款

平成 15年 12月 4日	変更
平成 17年 3月 25日	変更
平成 17年 5月 30日	変更
平成 18年 5月 26日	変更
平成 18年 10月 30日	変更
平成 18年 11月 9日	変更
平成 21年 5月 26日	変更
平成 24年 5月 23日	変更
平成 25年 5月 13日	変更
平成 25年 5月 30日	変更
平成 27年 5月 28日	変更
平成 28年 5月 27日	変更
平成 29年 9月 1日	変更
平成 30年 5月 25日	変更
令和 4年 2月 25日	変更
令和 4年 5月 27日	変更
令和 5年 5月 26日	変更
令和 7年 10月 29日	変更

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社DDグループと称し、英文ではDD GROUP Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. 飲食店および喫茶店の経営
2. 飲食店および喫茶店の企画・設計・開発・運営およびコンサルタント業務
3. 各種インテリアデザイン・グラフィックデザイン・WEBデザイン・企画・立案
4. 食肉魚介類の仕入および加工販売、惣菜の製造・加工販売、宅配事業、通信販売
5. 不動産の売買・賃貸・管理・仲介・斡旋の業務
6. 工業・商業デザインの設計・製作・請負・管理
7. 有価証券の取得および保有
8. 投資事業組合財産の運用および管理
9. 投融資業務の経理事務および審査業務の受託
10. 酒類、清涼飲料、果実飲料、加工食品、冷凍食品、農畜産水産物類、調味料、乳製品、菓子類等の食品の販売および通信販売、輸出入
11. 農畜産水産物類、冷凍食品、清涼飲料、果実飲料の製造・加工
12. 第10号および第11号に掲げるものの問屋業、仲立業、代理業
13. 物流システムの開発に関する業務
14. コンテナ販売およびコンテナ賃貸業
15. 映像ソフト・音楽ソフト・ゲームソフトおよび書籍の販売ならびにレンタル業

務

16. カラオケハウスの企画・運営
17. 遊戯場の企画・運営および遊技機のレンタル業務
18. インターネット・複合カフェの企画・運営
19. 化粧品販売店の企画・運営ならびに卸売業務
20. スパ施設の企画・運営
21. 古物の売買ならびにレンタル業務
22. 衣料品および衣料品関連物品の製造、小売、卸売、輸出入
23. 食料品および食料品関連物品の製造、小売、卸売、輸出入
24. フランチャイズ・チェーンあるいはライセンス加盟事業による加盟店募集および加盟店に対する市場調査、経営企画、店舗の設計・施工および財務管理・労務管理の指導ならびに教育
25. フランチャイズ・チェーンあるいはライセンス加盟事業による加盟店の品揃えの指導とこれに伴う必要商品の仕入ルートの斡旋および販売上必要な資材の供給
26. スポーツ施設・教室の企画・運営
27. 学習教材・システム等販売代理およびコンサルタント業務
28. 農耕および畜産事業
29. 経営、労務および経理事務等事務代行業
30. 金銭の貸付、その代理および貸借の媒介ならびに保証
31. 国内外のホテル、結婚式場およびそれに類する施設の企画、立案、運営、管理、経営およびコンサルタント業
32. 結婚披露宴、会食、宴会、パーティの企画、運営、実施、斡旋および紹介
33. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、48株とする。

(株主名簿管理人)

第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第9条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第13条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

② 株主総会の議事録は、その原本を株主総会の日から10年間本店に、その謄本を株主総会の日から5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第14条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は3名以内とする。

(選任方法)

第15条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

④ 会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(任期)

第16条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第17条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

- ③ 当会社は取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第20条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

（取締役会の決議の省略）

第22条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

- ② 取締役会の議事録または前条の書面もしくは電磁的記録は、取締役会の日または前条の規定により取締役会の決議があったものとみなされた日から10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,800万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第26条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第27条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第28条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第29条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任および任期)

第31条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

- ② 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。
- ③ 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第32条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が、監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。

③ 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 期末配当金、中間配当金および期中配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条 当社は、第27回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、第27回定時株主総会終結前の行為に関して、監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの会社法第427条第1項所定の責任限定契約については、なお従前の例による。

以 上